

令和5年9月定例会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 3時40分

場所 第2委員会室

出席委員 渡辺大委員長
柿沼貴志副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、
小谷野五雄委員、小川寿士委員、辻浩司委員、戸野部直乃委員、八子朋弘委員、
城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
金子直史福祉部長、岩崎寿美子少子化対策局長、岸田正寿副部長、
藤岡麻里地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、
佐々木政司社会福祉課長、宮下哲治地域包括ケア課長、
播磨高志高齢者福祉課長、茂木誠一障害者福祉推進課長、
鈴木淳子障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、尾崎彰哉少子政策課長、
菊池陽吾こども安全課長、我妻卓哉こども安全課児童虐待対策幹

[保健医療部]

表久仁と保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、
岩崎寿美子少子化対策局長、横田淳一健康政策局長、縄田敬子医療政策局長
藤岡麻里地域包括ケア局長、野澤裕子食品衛生安全局長、
川南勝彦参事兼感染症対策幹、橋谷田元参事兼生活衛生課長、
加藤孝之保健医療政策課長、三田一夫政策参与、谷口良行医療政策幹、
岸幹夫ワクチン対策幹、山口隆司感染症対策課長、
高橋良治感染症対策課政策幹、今井隆元感染症対策課政策幹、
黒澤努国保医療課長、山口達也医療整備課長、千野正弘医療人材課長、
加藤絵里子健康長寿課長、根岸佐智子疾病対策課長、坂梨栄二食品安全課長、
岡地哲也薬務課長

[教育局]

石井宏明市町村支援部長、松中直司県立学校部参事兼保健体育課長、
橋本晋一特別支援教育課長、高田淳子義務教育指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)のうち福祉部関係	原案可決
第92号	災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第93号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第94号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第95号	埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第101号	財産の取得について(抗インフルエンザウイルス薬)	原案可決
第102号	財産の取得について(抗インフルエンザウイルス薬)	原案可決
議第25号	埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第8号	国民皆保険制度を堅持するために健康保険証を存続させることを求めます	不採択

所管事務調査

健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う当面の対応について

報告事項

1 福祉部関係

埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

2 保健医療部関係

(1) 順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について

(2) 埼玉県コバトン健康マイレージ事業の効果検証及び市町村移管に向けた取組について

【知事提出議案に対する質疑（福祉部関係）】

渡辺委員

- 1 この補助金は、施設から申請をして交付となるプル型の支援なのか、それともプッシュ型の支援か。
- 2 昨年度も同様の補助事業を実施しているが、令和4年度の交付実績はどうなっていたのか。県内の施設に支援は行き渡っているのか。
- 3 補助単価は幾らか。

高齢者福祉課長

- 1 かかり増し経費の補助については、感染が発生した高齢者施設等から申請を受け、審査した上で適正と認められた額を交付するためプッシュ型ではない。
- 2 交付の実績について、令和4年度にかかり増し経費の補助を行ったのは、1609か所、28億859万3千円となっている。交付率は令和4年度の感染発生施設は3,749か所あったが、そことの比較で言えば約4割である。
- 3 この事業はサービス種別ごとに補助上限額が決まっている。例えば、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設では1名あたり38,000円、介護医療院は1名当たり48,000円と決まっている。上限額以上に経費が発生した場合については、国に個別協議することで補助対象として認められる場合があるので、個別協議を案内し丁寧に対応している。

渡辺委員

プル型の支援ということで、周知はしっかり行うべきだがどのように考えているのか。

高齢者福祉課長

この制度自体は令和2年度に開始しており、開始当初から埼玉県ホームページ「さいたま介護ねっと」に情報を細かく掲載し周知している。申請の仕方についても掲載し、申請しやすくなるように対応している。今後についても、予算をお認めいただいた後に関係団体にも周知を図り活用を促していく。

小川委員

- 1 かかり増し経費の対象となる高齢者施設等及び障害者施設等について、それぞれの施設数及び入所者数はどうなっているのか。
- 2 人員確保、衛生用品、施設内療養などのかかり増し経費について、これまでの実績はどうか。
- 3 感染発生時の人員確保について、具体的にどのような職種の方がどのくらい的人员が不足したのか、またその確保についてはどのような方策で確保したのか。
- 4 地域医療介護総合確保基金について、国庫支出金の内容はどのようなものか。

高齢者福祉課長

- 1 対象となる高齢者施設等は約30,000か所ある。特養など入所施設の定員数は約130,000人である。実際に補助対象となるのは、このうち感染発生施設である。先程も申し上げたが、令和4年度における感染発生施設3,749か所が対象となる。
- 2 人員確保、衛生用品、施設内療養などかかり増し経費の実績について、この事業はサ

ービス種別ごとに補助の上限額が決まっている。特別養護老人ホームでは定員1名当たり38,000円、通所介護では事業所当たり537,000円、訪問介護では事業所当たり320,000円と上限額を決めている。人員確保、衛生用品などの経費の個々の内訳については整理していないが、施設内療養については、令和4年度は557施設に対し12億913万円の補助を行ったところである。

- 3 感染発生施設の人員確保について、クラスターが発生した場合、直接入所者のケアを行う介護・看護職員に感染が広がることにより、これらの職員が不足するケースが多いと認識している。具体的な職員の不足数は把握していないが、令和4年度のクラスター発生施設における職員の感染数は6,893人となっている。令和4年9月には療養期間が10日間から7日間に見直しとなり、令和5年5月8日の5類移行後は療養期間が更に5日間に短縮されるなど、徐々に療養期間が短くなってきていることもあり、比較的施設の職員の確保、勤務シフトのやりくりがしやすくなっていると考えている。県では、クラスターの発生により職員が不足した場合には、施設間で相互支援を行う「互助ネットワーク」を活用して、支援している。令和4年度はクラスターが発生した1施設に対して5施設から8名を応援職員として派遣した。また、看護師が不足した場合には、施設内の療養体制を確保するため看護師派遣、リリーフナース事業を実施しており、令和4年度は24施設に対して延べ154人の看護師を派遣した。
- 4 この事業は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用して実施することになっている。この基金への積立では、負担割合が、国3分の2、県3分の1となっており、国から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」を充当している。今回計上している補正予算は、まず地域医療介護総合確保基金に68億9857万6千円を繰り入れ、この基金から同額をかかり増し経費への補助事業に繰り出して実施する仕組みである。

障害者支援課長

- 1 対象となる障害者施設の数、入所、通所、訪問合わせて約10,000か所になっている。このうち入所が104か所、入所者が約5,400人という状況である。
- 2 令和4年度のかかり増し経費の実績は、366施設に対して、約1億2千万円の補助をしている。経費の内訳としては人件費が約6割、衛生用品関係が約4割と人件費の方が多くなっている。
- 3 不足した職種についてであるが、施設の従事者の多くは支援員であり、感染者が多く発生したのは支援員である。障害者の場合、慣れた方でないと混乱するということもあり、同じ事業所の職員による時間外勤務による対応が多い。人数の詳細は把握できていない。

城下委員

- 1 令和4年度の交付実績について、3,749か所で交付率は4割であるとの答弁があったが、これは高齢者施設の数か。
- 2 捕捉率、施設等で掛った経費に対し今回の支援額、令和4年度の実績で捕捉率はどの程度あったのか。
- 3 申請の締切りはいつになるのか。
- 4 支援内容は国のスキームだと思うが、県独自の支援策は検討したのか。
- 5 幾つかの施設から話を聞いたが、特に小規模施設については人手が足りないということで、せつかくの良い支援制度だが申請できなかつたとか、簡素化してほしいとの意見

も頂いた。簡素化や申請期間の弾力化が必要と考えるが、どのように検討していくのか。

高齢者福祉課長

- 1 感染発生施設等の数は高齢者施設等の数である。
- 2 補足率の把握はなかなか難しいところだが、今回の補正予算の積算に当たり、今年度の感染発生施設等は昨年度と比較し4割程度の状況であるため、3,749か所の4割分、約1,400か所分を令和5年度分として見込んだ。感染が年間通じて発生していることもあり、令和4年度の発生施設も5年度の事業の対象と国から示されている。令和4年度の中でまだ申請をしていない事業所についても補正予算に見込んでいます。捕捉率の把握は難しいが、予算積算上の考えとしては100%に近付けられるよう対応している。
- 3 締切りについて、令和5年度においては申請を7月6日から9月30日までということで、一旦、令和4年度に発生した施設等の経費についての受付を行った。今後、令和5年度に発生した施設と、令和4年度に発生した施設で未申請のところについても、改めて申請期間を設け受付をする予定である。関係団体に周知するなど幅広く活用いただけるよう取り組んでいく。
- 4 県の支援策について、上限額の設定はあるが、国に個別の協議を行うことにより、超過分についても補助対象として認められる。このため超過した施設については個別協議を案内し丁寧に対応している。県として新たな支援、上乘せについては検討していないところである。
- 5 さいたま介護ねっとに申請期間や申請方法を掲載し、事務負担ができるだけ少なくなるよう申請書に、あらかじめ計算式の設定をしてできる限り作成の自動化を図るほか、申請書の作成手順、記載例をホームページに掲載し周知をしている。高齢者施設等からの問合せについても職員が日々丁寧に対応しており、今後も引き続き事業者に寄り添って丁寧に対応していく。

障害者支援課長

- 1 障害者施設の申請は366施設、申請率は約6割である。
- 2 令和4年度の申請分について全て交付は終了しているが、申請をし忘れてしまった事業所があることを想定して、追加で受け付ける対応をしている。
- 3 令和4年度分の申請の締切りは、3月末を一旦期限としたが、引き続き、申請をし忘れてしまったところについては受け付けている。
- 4 県独自の支援策については高齢者施設と同様であり、国の補助制度ということで国が設定した補助上限と同額で設定し運用しているが、特に支障を来すような事情がある場合もあると思うので、その場合は国の要綱の個別協議の制度を活用して相談に応じていく。
- 5 周知や簡素化についても高齢者施設と同様であるが、周知については関係団体が集まる場や施設向けのホームページ、メールなど複数の手段で繰り返し行っているところであり、引き続き実施していく。簡素化についても、掛った経費を申請していただくものなので最小限の入力などが必要であるが、エクセルの申請書様式にあらかじめ計算式を入力したり、申請の際の添付書類を可能な限り省略するなど様々な工夫をしている。それでも分からないところは電話やメールでの相談に応じている。感染対応の経費が掛かった施設には漏れなく申請していただきたいので、引き続き丁寧に対応していく。

城下委員

多様な努力をされているのはよく分かった。しかし、せっかくの制度なので現場としては実際にかかり増し経費に対し補足してほしいと、できれば掛った分は支援してほしいと切実な声がある。捕捉率の把握は難しいとのことだが、次の支援制度の中身にも反映するためにも把握の必要があると考える。どういった課題をクリアすれば把握できるのか議論したのか。大きい事業所はそれなりに専門部署があり対応できるが小規模施設は人手が足りない。何とか現場の状況を聞き取って、簡素化を含めて検討すべきと思うが何か検討したのか。

高齢者福祉課長

捕捉率の把握について、感染発生施設は日々発生状況報告を頂いているのでそういった意味では把握している。そういったところに丁寧に案内をして対応をしていくことで、できるだけ皆さんに使っていただきたいと考えている。小規模事業所等は、なかなか対応が難しいとのことだが、現状としてはホームページで周知しているが、関係団体と連携し、どのようにすればより活用がしやすくなるのか意見をいただいて、必要があれば見直しをしていく。

障害者支援課長

障害者施設についても高齢者施設と同様の取組を進めていく。

【知事提出議案に対する質疑（保健医療部関係）】

渡辺委員

第92号議案災害派遣手当の件で、実施のために必要のあるときに要請できるとあるが、具体的には、どのような時に要請できるのか。

感染症対策課長

今回の改正により、感染症の発生、まん延時に政府対策本部が設置されたときから埼玉県に派遣された職員に対して手当を支給することができるようになる。必要のあるときとは、感染症の発生、まん延により業務がひっ迫していると知事が判断したときである。例えば、新型コロナウイルス感染症への対応においては、保健所における対応、つまり、感染症への対応そのものの業務量が増大し、事務がひっ迫した。この他、県職員の多くが新たな感染症に罹患し、通常の業務に支障が生じた場合も想定される。

渡辺委員

旅館業法の改正は、旅館業の活性化や後継者不足対策、新陳代謝を促すことが目的か。

生活衛生課長

そのとおりである。法改正により簡易な申請手続きとなる。

渡辺委員

地位承継に当たっては、保健所にどのような申請書類の提出が必要となるのか。

食品安全課長

事業譲渡による地位承継は、相続、合併・分割と同様の手続きとなる。ふぐ処理施設は認定書の掲示が義務となっているため、事業譲渡における地位承継に当たっては、営業の譲渡が行われたことを証明する書類を添付した上で、ふぐ処理施設の認定書交付申請をしていただくことになる。

渡辺委員

事業譲渡における手数料は合併等と同額か。

食品安全課長

事業譲渡においても、ふぐ処理施設の認定書交付申請のために2,900円の手数料がかかる。これは、相続、合併・分割における手数料と同額のものである。

日下部委員

第101号議案、第102号議案について質問する。なぜ、この2剤を選んだのか。どの薬を備蓄するかについて、地方自治体にある程度裁量があると聞いている。薬の備蓄について平成17年から始まっているが、1回も使われたことがない。2009年に新型インフルエンザが流行した際も、この備蓄薬は出ていない。そうすると、1番安いものでいいのではないか。ゾフルーザについて、薬価は一人当たり2,146円ぐらいになると思うが、この薬の有効期間は確か6年である。タミフルについて、今年の6月30日からジェネリックが可能となり、有効期間は6年である。薬価は一人当たり1,297円だから、半額程度で済むことになるが、いかがか。

感染症対策課長

県では6種類の治療薬を備蓄することとしており、備蓄する治療薬にはそれぞれ特徴がある。例えば、タミフル、ドライシロップは、甘い粉状の薬で、飲みやすく、主に子供などに使われる薬である。ゾフルーザは、これまで備蓄していた治療薬とは作用機序が違うことが特徴である。ゾフルーザを詳しく説明すると、インフルエンザウイルスが細胞内で増殖することそのものを抑えるという機能がある。備蓄薬については、国は多様化を図る方針を掲げており、治療の選択の幅を広げるため、今回ゾフルーザを備蓄対象に追加したものである。

日下部委員

ゾフルーザがエンドヌクレアーゼという酵素を阻害し、ほかの薬はノイラミニダーゼ阻害薬なのだが、このような理由でよろしいか。

感染症対策課長

そのとおりである。

辻委員

- 1 第101号議案、第102号議案について質問する。インフルエンザ薬の有効期限はどのようになっているのか。
- 2 パンデミックの時に放出するということを想定しており、それ以外のこと、通常の医療等では使用できないと聞いている。備蓄放出できる要件について、パンデミック以外

に、例えば自然災害とか、そういったものも含まれるのか。

感染症対策課長

- 1 リレンザについては10年、ゾフルーザについては6年である。
- 2 新型インフルエンザが発生し、政府の対策本部が立ち上がる。こういった状況になったときに、また、まん延をできて市場の薬が足りなくなってきたと判断したときに放出をするものである。

辻委員

そうすると、今回も多額の金額が掛っているが、10年とか6年とか、ほかの薬もそれぞれ有効期間があるだろうが、全量廃棄、全量購入という形で、そういうサイクルで財政支出がある。これはSDGsという観点からもどうなのかと思うし、大変なシステムだなという感想である。この備蓄の放出要件を緩和するなど、そういった国への要望はしているのか。

感染症対策課長

全量購入、全量廃棄というのは、非常にもったいないことであり、これは本県に限ったことでなく全国的な問題と認識している。本県においても国に対して要望している。

城下委員

第101号議案、第102号議案について、リレンザを見ると今回14.72万人の廃棄量と示されている。国に対し、備蓄薬の運用について要望しているとの答弁があったが、どのような要望をしているのか。

感染症対策課長

政府要望として、本年4月に、更なる効率的な備蓄方法の検討や、あるいは廃棄ではなく、例えば、医療従事者の予防投与などに活用できないかなどを要望している。

城下委員

国から何かリアクションはあったのか。

感染症対策課長

現時点では対応は難しいとの回答があった。

【知事提出議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見】

日下部委員

議請第8号について不採択を求める立場から意見を述べる。マイナ保険証は、医師が服薬や特定健診等の情報を閲覧できるため、患者はデータに基づいた、より良い医療を受けることができる。また、医療機関や薬局などが患者の診療データを共有することにより、

重複受診、重複服薬の解消などの医療費適正化や、医療DXの観点からも国民が享受するメリットは大きいと考える。さらに、マイナ保険証に一本化した場合、限度額認定証などの複数のカードが一元化されるなど利便性の向上や運用の効率化も図られる。健康保険証を存続させる場合、マイナ保険証の一本化に伴うこれらのメリットを最大限に共有することができなくなると考える。現状は、健康保険証とマイナンバーカード一体化に伴う、言わば過渡期であり、これに伴う課題へ対応することは、混乱を最小限にするためには必要と考えるが、従前の保険証を並行して存続すべきという考えには賛同できない。このため、本請願は不採択すべきと考える。

辻委員

議請第8号採択を求める立場から意見を申し上げる。従来の保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化するという今回の措置であるが、これはいわゆるマイナンバーカード制度への、是非、賛否は横に置いておくとして、やはり大きな混乱を来していることは事実だと考える。実は、私の知り合いで高齢の医師で本当に地域の中で信頼を得ながら診療している方も、今回の件で対応ができずに廃業するということが実際起きている。新制度への移行には必ず大きな痛みが伴うものであるが、この従来の保険証を廃止するということとセットで行われている現在の措置については、余りにも性急であり、この従来の保険証を存続させるという今回の請願には、賛成するところである。

八子委員

議請第8号について賛成の立場から意見を申し述べる。マイナンバーカードやマイナ保険証については、行政事務の効率化や利便性の向上等の観点から、慎重に推進すべきものであると考える。しかしながら、現在までの保険証と、そのシステムを巡る様々なトラブルが多発している。よって、請願理由にもあるが、マイナ保険証システムの運営が安定するまでは、少なくとも現在の健康保険証を存続させ、国民の不安を払拭すべきであると考えます。

城下委員

議請第8号について賛成の立場で意見を申し上げる。政府は健康保険証をマイナンバーカードと一体化させ、現行の保険証を2024年秋に廃止するマイナンバー法等改正案を成立させた。その結果、医療現場では、マイナ保険証に関する問題が相次いでいる。資格確認ができない、医療費の負担割合が間違っている、別人の保険情報がひも付けられ、投薬情報も別人のものが表示されるなど、医療現場の新たな業務負担増となり、医療を必要としている患者の負担増や、一步間違えれば命に関わる問題にもなりかねない。だからこそ、96%の方々が保険証を必要としているのである。政府はマイナ保険証を持たない方に、資格証明書の送付や有効期間を最長5年に延ばす方針だが、新たな混乱と無駄を生むだけであり、現行の保険証を存続させれば済むことである。そもそもマイナンバーカードの取得は任意であったにもかかわらず、マイナ保険証によって事実上の強制とし、マイナンバーカードとのひも付けにより、国民の医療健康情報が企業のもうけに利活用される危険性も指摘されている。健康保険証は保険者に発行交付義務があるのに、今後は自己責任に基づく申請主義になり、無保険者が出てくる可能性もあり、国民皆保険制度を堅持するためにも、我が党は、本請願に賛同するものである。以上、申し上げて、私の意見とする。

【所管事務に関する質問】

木下委員

この際、所管事務調査として、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う当面の対応について質問したいがよろしいか。

委員長

それでは、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う当面の対応についての質問を認める。

木下委員

健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う当面の対応についてである。健康保険証のマイナンバーカードの一体化は、過渡期であるがゆえに、医療現場で混乱が生じているとも聞いている。県として、そのような現状をどう認識し、どのように対応しようとしているのか。

国保医療課長

健康保険証とマイナンバーカードへの一体化については、医療機関へのサポートをはじめ国が対応しているが、医療現場等でトラブルが発生していることは承知している。このため、生じている課題や国の動向を踏まえ、県としてどのような対応ができるか検討していく。

木下委員

県の対応を検討するのに、国の動向を踏まえて行う必要があるのか。

国保医療課長

いわゆるマイナ保険証への一体化については、国の政策として国が責任を持って進めているところである。このため、マイナ保険証に関連する事項については、国の方向性に合致する対応を取るべきと考えているが、その中で県としてできる限りの対応はしていく。

【議員提出議案に対する質疑】

木下委員

- 1 今回の条例改正の趣旨、立法の動機、背景とはどのようなものか。
- 2 諸外国において、放置を規制する法規範は存在するのか。
- 3 放置の禁止を義務とする児童を小学校3年生以下とし、放置の禁止を努力義務とする児童を小学校4年生から小学校6年生までとした理由は何か。一律に義務規定とするべきではないかとも考えられるが、どうか。
- 4 その他の児童の放置の防止に関する施策とは何か。
- 5 一昨日の本会議で答弁された、子供だけで公園で遊ぶなどの事例についての解釈については、一部広過ぎるとの意見もあるようだが、確かに様々な事情を抱える方もあり、養護者が容易に確保できず、条例を守ることが難しいことも想定される。この点についてはどのように考えるのか。

小久保議員

- 1 今回、児童の放置による深刻な事案が全国で相次いでおり、児童の放置に対して、規制を設ける必要があると考えたものである。現在、児童の放置に関して規制を設けている法令は二つある。刑法第218条保護責任者遺棄罪は、保護責任者が幼年者などの要扶助者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかった際に、3か月以上5年以下の懲役を科すことを規定している。また、児童虐待防止等に関する法律は、児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠る放置について、児童虐待に該当するとして禁止し、児童虐待を発見した者からの児童相談所等への通告、児童相談所による一時保護児童の保護者に対する出頭要求や、児童の住所又は居所への立入り調査等の規定を設けている。一方、現在、これら児童の放置自体を全般的に禁止する国の法令や地方公共団体の条例は存在しない。しかし、短時間であれ、時間の長短を問わず、児童を放置することで、熱中症や、誘拐、火災といった危険性があり、児童の生命、身体、精神を、危険な状況に置いてしまうものとする。そこで、児童の放置自体を全般的に禁止するべきであるということ発信するため、埼玉県虐待禁止条例を改正し、児童の放置を禁止する旨の規定を設けることとした。
- 2 放置を規制している諸外国の法規範のうち、主なものを紹介する。まず、アメリカ合衆国の状況についてである。全50州の中で法律化しているのが、イリノイ州、オレゴン州、メリーランド州の3州である。年齢については、それぞれ14歳未満まで、10歳未満まで、8歳未満までの児童について放置が禁止されている。その中で、メリーランド州においては、違反者に対して罰金、懲役刑を科している。そのほかの47州については、法律はないが、11州がガイドラインを策定している。2番目に、カナダの状況である。子供だけの留守番を法律で規制している州は、オンタリオ州、マニトバ州、ニューブランズウィック州の3州である。年齢については、オンタリオ州においては、16歳未満までの児童について、マニトバ州及びニューブランズウィック州においては12歳未満までの児童について、子供だけの留守番が禁止されている。また、それぞれの州において、違反者に対して罰金や懲役を科している。また、その他にも、ケベック州において乗り物への放置を禁止している。年齢は7歳未満、そして違反者に対して罰金を科している。3番目に、ニュージーランドについてである。ニュージーランドでは、法律によって、14歳未満の子供の家や車への放置が禁止されており違反者に対して罰金や懲役を科している。また、14歳未満の子供を家に残す場合は、一つが14歳以上の信頼できる人間の監督下にあるということ、二つが安全が確保されているということ、三つが留守番の時間が長時間ではないということ、この三つの条件を保護者に求めている。最後にオーストラリアの状況についてである。クイーンズランド州では、州法で12歳未満の留守番を禁止している。法的に保護責任を負う者が、13歳未満の子供を過度な時間家に残した場合、最大3年の禁錮刑が科される可能性がある。
- 3 まず、小学校3年生以下の児童については、放置によって、生命、身体、精神を危険な状況に置いてしまう可能性があるにもかかわらず、実態として、現に養護する者が当該児童を放置する事案が数多く存在することを踏まえ、放置の禁止を義務規定としたものである。一方、令和4年9月における民間企業の調査によると、小学生の保護者の84.8%が小学校3年生までに1人の留守番を実際に経験させているとの調査結果がある。小学校4年生から小学校6年生までの児童については、令和4年5月の本県における放課後児童クラブの申込者数が、小学校3年生までが78%、小学校4年生が13%、小学校5年生が6%、小学校6年生が3%となっており、格段に減少している傾向である。つまり、小学校4年生以降、子の留守番をさせている家庭が多くあるという事実も

ある。児童の発達過程を踏まえると、放置によって、生命、身体等を危険な状況に置いてしまう可能性があるものの、現状では見守りが現実的に難しい家庭が多くあると判断し、放置の禁止を努力義務とした。

- 4 例えば、保育所や放課後児童クラブにおける待機児童に関する問題を解消するための施策を想定している。今回、新たに設けた条文である第6条の2において、小学校3年生までの児童を現に養護する者に対して当該児童を放置してはならない義務を、小学校4年生から小学校6年生までの児童を現に養護する者に対して努力義務を課しているものである。そして、児童を現に擁護する者が、この努力義務を果たすためには、行政の施策として保育所や放課後児童クラブにおける待機児童に関する問題を解消する必要がある。そのほか、子ども食堂といった子供が安心して過ごすことができる子供の居場所づくりの推進等においても県が講じるべき施策と考えている。また、養護者が心理的負担を受けることなく、子連れ、親子連れで外出できるような社会の機運の醸成を図ることなど、児童の放置の防止に資する施策として県が講じていただきたいと考えている。執行部においては、市町村と連携し、待機児童に関する問題を解消するための施策をはじめとする、児童の放置の防止に資する施策を幅広く速やかに講じていただきたい。
- 5 一昨日の本会議での答弁を踏まえて、条例が制定された暁には、執行部が本条例を推進していくことになる。したがって、一昨日の個別具体的な事案への対応を含めて、今後適切に執行部において運用していくものとする。

木下委員

小学校4年生から小学校6年生までの児童についても、この条例が制定されることで放課後児童クラブの申込者が増加して、受け入れることができない市町村も増えてくるのではないかとと思われるが、どのように考えているのか。

小久保議員

正にそうした事例も想定されることから、今回第6条の2第3項を規定するものである。執行部においては、市町村と連携しつつ、放課後児童クラブにおける待機児童問題に関する問題を解消するための施策を今後講じていただきたい。

渡辺委員

- 1 第8条第2項関係について、令和4年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数や、県内において県警が児童相談所に虐待を受けている可能性があるとして通告した児童の人数は過去最多となっている。こうした統計的事実もあるが、今回改めて、県民に通告通報の義務を課すこととした理由は何か。
- 2 罰則のない理念条例となっているが、保護者や養護者の責任を追及することが趣旨ではなくて、現状では救えない子供を救うため、そして、条例改正によって、待機児童対策などを促進して社会で子供を守るという社会整備を目指したものと捉えてよいのか。

小久保議員

- 1 現在、虐待の社会的関心が高まっている等の理由から、通告件数は増加している傾向である。既に法令によって、通告通報義務が規定されている。車内置き去り等といった事件が続いていること等から、児童等の安全確保の必要性を更に強く訴える必要があると考え、本条例において、通告通報義務を規定し県民に更なる対応を求めるものである。なお、この虐待防止条例は、本県を含めて全国で16の都府県が策定しており、うち9

都府県において児童虐待に関する通告義務に係る規定を行っている。

- 2 正にそのとおりである。理念条例ではあるが、本条例を制定することで、児童放置は危険である、してはいけないということを県民の皆様方にしっかりと注意喚起し、そして意識改革を促していきたいと考えるものである。

戸野部委員

- 1 埼玉県虐待禁止条例に第6条の2を加える改正を行うものであるが、その前段階で、本条例の第6条では、養護者は養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないうように、安全の確保について配慮しなければならないと規定されている。虐待の防止の観点からは、既に児童の放置を禁止することも今までの条例の中にも含まれていると考えている。通園バスの車内に放置など、熱中症で園児が亡くなる事故や、ショッピングセンターなどの店舗の駐車場に放置された子供が亡くなる事故など、痛ましい事故が相次いでいる。あってはならないことである。このように痛ましい事故を根絶させるために、児童の放置そのものを禁止する、そうした意識を社会全体に行き渡らせる意識啓発、意識を根付かせることで、養護者に一層の自覚を促すのが主な目的と先ほどの答弁にもあったが、そのような理解でよろしいのか。
- 2 第6条の2において、小学校3年生以下の児童の放置を禁止すること及び小学校4年生から小学校6年生の児童の放置をしないように努めなければならないことを定めている。子育て現場の保護者の思いは、我が子といつも一緒にいたいというものがある。傍にいてあげたいと、後ろ髪を引かれる思いでどうしても子供たちが留守番をせざるを得ない状況である。また、独り親家庭、共働き家庭にとどまらず、共にいることのできない場合が生じている。例えば、小学生と幼稚園児がいる世帯では、幼稚園児のお迎えの時間帯と小学生の帰宅時間が重なり、一時的に小学生に鍵を持たせ、留守番をさせざるを得ない状況、また、小学校で開催される先生と保護者の懇談会では、現在、学校によっては、小学校1年生、小学校2年生は下校させずに学校で見てもらえるが、小学校3年生以降は下校する運用となっているところがある。保護者が懇談会中は留守番させざるを得ない状況など、こういった場合があるということも現実にある。このように一緒に居たくても居ることができない保護者の気持ちをどのように酌み取り、また、どのようにこの条例を県民に理解していただくつもりなのか。この条例改正で、本県の子育ての現場の姿がどう変わるのか。若しくは変わるべきだと考えているのか。そして、あわせて、先ほども答弁で少し触れていた第3項においても、講ずるべきとしている施策について待機児童の解消などということをお話されていたが、更に何か具体的な内容はあるのか。
- 3 子育てに希望が持てる社会を実現することが大事だと考えている。そして、女性の立場としても、女性の活躍が求められる社会において、今回の条例改正が、女性活躍においてどのような意義を持っていると考えているのか。
- 4 条例の施行後、子育て現場から様々な意見が寄せられると考えられる。現在も多くの意見が寄せられている。条例の趣旨と異なる点や、この条例で補いきれない点も出てくると考えられるが、その場合、より県民の思いに寄り添った条例改正を行うべきと考える。この点についてどのように考えるのか。

小久保議員

- 1 児童の放置による深刻な事案が全国的に相次いでおり、こうした事案は根絶すべきと考える。そのため、児童の放置はしてはならないということを条例によってより強く訴

え、県民の意識改革を促したいと考え、本条例案を提出したものである。

- 2 独り親家庭の状況など様々な意見、指摘もいただいているところである。一方で、児童の放置は、短時間であれ児童を危険な状況に置いてしまうと考えており、まずは、児童の視点に立った上で児童の安全確保が最優先であると考えている。この点については、指摘のとおり、しっかりと訴えさせていただくとともに、執行部においては、市町村と連携をしながら児童の放置の防止に資する施策について実施をしていただきたいと考えている。次に、この条例改正によって、本県の子育ての現場の姿がどう変わるのか、若しくは変わるべきと考えているのかについてである。我が国は、現状、子の留守番をはじめ、児童の放置が一般に行われていると我々は認識している。本条例の改正によって、養護者の見守り等の下、児童の安全確保が行われ、条例制定の契機となった事故、事件に類するものが抑止されるものと期待している。また、養護者に放置禁止の義務を課すばかりではなく、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、児童の放置禁止に資する施策を講じるほか、社会全体で、子育てに苦勞する養護者や児童を応援、サポートする環境づくりが最も重要だと考えており、この点についても、執行部で実施をしていただきたいと考えている。また、第3項において、講ずるべき施策についてであるが、例えば、保育園や放課後児童クラブ等で生じている待機児童解消するための施策や、子供が安心して過ごすことができる子供の居場所づくりの推進、また、そのほかに、養護者が心理的な負担を受けることなく、子連れで、家族連れで外出できるような社会的な機運を醸成するといったような施策を想定している。
- 3 女性の活躍を求める社会においては、両立の支援や共働きを推進するための施策等が必要である。この両立の支援や働きを推進する施策等を整備することで、結果として女性の活躍を後押しすることにつながると確信している。また、女性が活躍する社会においては、当然、大人が性別を問わず互いに協力し合いながら、子育てに対する役割をそれぞれが果たすことを求められる。そのため、留守番をはじめとする児童の放置を防止するためには、大人の役割も非常に重要になってくる。本条例改正によって、大人が性別を問わず、児童の見守り等子育てに積極的に参加することで、結果として児童の放置の防止に資するという意義もあるものと考えている。
- 4 この条例の趣旨と異なる点、この条例で補えない点も出てくることも想定される。その場合においても児童の視点に立ち児童の安全確保を行うということを最優先とすべきである。その上で、社会状況の変化等も踏まえながら条例改正を行う検討も必要である。

八子委員

質問の前に、児童が放置され死亡する事案を根絶していくという考え方、理念というのは大いに賛成するものである。また、本県では、過去10年間は死亡事例がないものの、子供の放置、置き去り事案というのも多く、注意喚起して根絶していくために、県として様々な対策を講じていくことが重要であるとも考えている。一方で、改正条例案には罰則規定がない理念条例であるという事前説明を受けている。このことを前提に質問をする。

- 1 放置の定義について、時間的なものについては、時間の長短は関係ないという説明があったが、距離的なものの概念について確認をしたい。例えば、近くであっても子供と養護者、親が離れてしまえば、それは放置であり条例違反となってしまうのか。
- 2 条例の中にある小学校3年生以下と小学校4年生から小学校6年生について、義務が違っている。その根拠について説明があったが、発達には個人差、ばらつきがあると考えられる。一律に学年で線を引けるものでないかと考えるが、その点についてどのように考え

るのか。

- 3 以下、個別具体的なケースを本条例と照らし合わせて伺う。本条例は、養護者には世話をしている家族、親族同居人、施設従事者等が含まれるとされているが、いわゆる18歳未満が児童とされていることから、例えば、高校2年生の兄若しく姉が、親の留守中に小学校2年生の弟や妹を見ていた場合でも、条例違反となってしまうのか。仮に条例違反の場合、違和感を覚えてしまうのだが、この点についてどのような見解であるのか。また、本会議での質疑によると、小学校3年生以下が、同級生と家の近所の公園で子供だけで遊ぶ場合も条例違反になるということだが、この点について改めて確認する。同じく、これも本会議の質疑にもあったが、登下校において、小学校3年生以下の登校班というのも現実にあるし、登校班がなくても一人で登下校しているという事例もあると思われる。そういった事例も条例違反となってしまうのか。続いて、これは本会議の質疑ではなかったかと思うが、例えば、親が子供を残してごみを出しに行くというケースもよくあると思う。こういったケースでも、条例違反となってしまうのか。その逆もわかりで、子供が親にお手伝いだということでごみ捨てに行くようなケースもあろうかと考える。こういったケースはどうなのか。最後に、休日、祝日に、ショッピングセンターのフードコートなどで、例えば、小学生の兄弟姉妹が食事をしている最中に、親が買物してくるので少しの時間ここで食べて待っていなさいというようなケースもよくあると考える。このようなケースも条例違反になるのか。
- 4 今申し上げてきたように、実際の生活の中では、親が仕事の関係で子供を残して出勤したり、あるいは帰りが遅くなって子供だけで留守番という状態になってしまったり、そういった状況の中で、中高生の兄、姉が、弟、妹の面倒を見るというように、やむを得ず、僅かな時間、場合によっては長時間になろうかと思うが、子供を残して外出をして用事を済ませるといったケースはあろうかと考える。それらが押しなべて条例違反となってしまうことに対してどのように考えるのか。そして、虐待となる悲惨な放置事件というのを根絶していくことは当然であるが、かつ誰もが生活しやすい住みやすい社会を作っていくこと、いわゆるバランスが政治には大事であると考え。この条例改正案がもし可決されると、このバランスが欠けてしまうと危惧しているが、どうか。
- 5 県が行える様々な施策がある中で、特に待機児童対策という点を強調しているように感じるが、理由は何か。待機児童対策は市町村の責任において一義的には行われていると理解しているが、待機児童対策に対して県として具体的に何が行えると考えているのか。
- 6 第8条について、これまで申し上げたとおり、現在の日常生活でよくあるケースが、条例違反となってしまうことが予想される。その結果、通報通告が増加してしまい、警察、児童相談所、若しくは市町村の負担が更に増してしまうのではないかとと思われる。この点について、どのように考えるのか。

小久保議員

- 1 児童の生命、身体等に危険がないということ、そして、すぐに児童の下に駆けつけることができること、この二つが確保されていない限り放置に該当する。
- 2 木下委員への答弁で申し上げたとおりだが改めて申し上げます。まず、小学校3年生以下の児童については、放置によってその生命、身体等が危険な状況に置かれてしまう可能性があるにもかかわらず、小学校3年生以下の児童を現に養護する者が当該児童を放置する事案が数多く存在することを踏まえて、放置の禁止を義務とした。また、民間企業の調査によれば、小学生の保護者の約8割が、小学校3年生までに1人での留守番を実

際に経験しているとのことである。一方、小学校4年生から小学校6年生までの児童においては、小学校3年生以下の児童と比較して、放課後児童クラブへの申込者数が格段に減少しており、これらの児童においては、留守番をさせている家庭が数多くある実態がある。児童の発達過程を踏まえると、放置によって、生命、身体等を危険な状況に置いてしまう可能性があるということは事実であろうかと考える。しかしながら、現状では、見守りが現実的に難しい家庭が数多くあると判断し、子の放置の禁止について努力義務としたものである。

- 3 高校生の個別的なケースについての質疑と考える。まず、高校生が小学校の面倒を見るケースについてであるが、この条例においては、18歳未満の者は、児童に該当して、養護者から養護を受ける立場にあることから、小学生以下の児童を監督するのは18歳以上であることが望ましいと考える。次に、公園の遊び、登下校等の質問であるが、一昨日の本会議における答弁のとおりである。様々なケースを指摘していただいたわけであるが、我々の考えの前提として、放置が禁止されない場所は存在しないという条例案の趣旨から、児童の生命、身体等に危険がないということ、そして児童の下にすぐに駆けつけることができるということ、この二つが確保されない限り、放置に該当すると考えている。
- 4 児童において地域社会や家庭環境が安全であることは極めて重要である。しかし、残念ながら、現在の環境下では必ずしも安全であるとは言えない。今回の条例改正によって、正に養護者の皆様方において、見守りを図る中で児童の安全を確保していただきたいと強く求めるものである。
- 5 児童の放置の問題は、小学校3年生以下、そして小学校4年生から小学校6年生の中における待機児童問題が背景にあると考えている。そうであるからこそ、待機児童の問題解消のための施策をはじめとする、児童の放置防止に資する施策を講じることを県に義務付けるものである。
- 6 既に現行の条例第13条により、虐待を受けた児童等を発見した者が、通告、通報、届出、及び相談を行いやすいような環境を整備することが、努力義務として県に課されている。したがって、指摘された対応については既に担保されていると考える。

八子委員

- 1 個別具体的な事例については、包括的にお答えいただいたと考えるが、できるだけ県民に分かりやすく理解いただきたいので再度伺う。距離的な概念の説明があったが、距離的な概念を担保されていないとすれば、それは子供だけでフードコートで食事をするとかごみ捨てに行くといったことも条例違反に当たってしまうという理解でよろしいのか。
- 2 本条例の施行によって、様々なケースで条例違反となってしまうと思うが、それについてはどのようにお考えかと伺ったところである。子供の安全を守るためであれば、条例違反となってもやむを得ないという理解でよろしいのか。
- 3 バランスに欠けているのではないかと質問したが、改めて私は欠けているのではないかと考える。提案者としては欠けてはいないかと考えるのか。
- 4 待機児童対策は、一義的には市町村の責任において行われるものと理解しているが、県として具体的に何ができるのかということについて答弁がなかったが、どうか。
- 5 通告通報について危惧しているのは、本原案が可決されると、小学校3年生以下が、この条例によるところの放置となると条例違反になってしまう。そして善良な市民、県民に対し通告通報の義務が新たに加えられているため、警察や児童相談所、若しくは市

町村へ通告等が増えてしまうと考える。例えば、子供だけで公園で遊んでいるのを見かけて、善良な市民、県民が、これは放置だということで通報する。そういった連絡が増えてしまうことによって、今ただでさえ、そういった各関係機関というのは対応に追われている中、本来もっともっと対応しなければいけないところに手が回らなくなり、そういった連絡の対応に忙殺されてしまうと本末転倒だと考える。この点についてどのように考えているのか。

小久保議員

- 1 様々なケースについて改めて申し上げますと、放置が禁止とされない場所は存在しないと考える。児童の生命、身体等に危険がない、そして、すぐに児童の下に駆けつけることができること、この二つが確保されない限り、放置に該当すると考える。本条例制定後、こうした事案について、積み重ねが行われていくものとする。その中で、執行部において様々な判断が行われるものとするが、この条例によって、まず、我々としては児童の視点に立つ立場を基本とした社会を作る、そのきっかけを作っていきたいと考える。
- 2 この条例を作る際に、その大前提として、児童の放置はしてはいけない、危険なのだという思いを県民の皆様方に訴えていきたい、そして意識改革を促していきたい、だからこそこの条例を提出したところである。
- 3 バランスは図られていると考える。
- 4 待機児童対策は市町村事業である。しかしながら、本県は市町村に対して多額の財政負担をしている。そうであるため、より大きな負担があろうかと思っている。今後、執行部におかれては、待機児童解消のための施策をはじめとする児童の放置防止に資する施策をしっかりと実施していただきたいと考える。
- 5 正に現在この国の法令にある通告通報義務を、更に県として条例化することで、これら児童の安全確保を行っていく。これにより実効性を担保させたいと考えている。そのために、行政上の施策として、例えば、児童相談所の体制強化もしていくべきと考える。

辻委員

- 1 児童の放置の定義と範囲である。先ほども例で出されていたが、本会議質疑の中で、子供だけで公園で遊んでいる状態、これも条例に反する、つまり虐待に当たるという見解が提案者から示された。考えてみれば、大人がいないところで、子供達だけで外遊びをするという光景はごく自然なものであり、誰も経験してきたことである。むしろ、子供の育ちというところ而言えば、大人が関与しない領域で子供だけで遊ぶというのは良いことと考える。この条例は、子供だけであるかどうかという状態に着目している。しかし、子供だけであるという状態も、家に入れてもらえずに1人でぼつんと外にいる場合と子供同士でわいわい遊んでいる場合では、子供だけであるという状態でも全く意味合いが違ってくる。したがって、放置の概念を状態にのみに着目して解釈することには無理がある。この点についてどのように考えているのか。
- 2 雇用への影響についてである。パート労働、特に女性の場合、午後3時まで勤務という母親も多い。しかし、低学年児だと午後2時台に帰宅するということもある。そうすると、1時間、2時間の留守番ということを経験している家庭も多く存在する。この条例が制定されると、低学年児が家にいる女性を雇用するということは、放置を助長することになるということで、企業がこういった女性の方たちの雇用を控えるということも想定される。雇用環境、とりわけ女性の雇用環境や経済状況にも大きく影響する

可能性がある。この点についてどのように考えているのか。

- 3 小学校3年生で区切る理由についてである。小学3年生以下が非常に生命等の危険性が大きいという説明があった。その点については納得する。しかし、学童保育等の待機児童については、確かに小学校4年生以上が入りにくいというところがある。しかし、小学校3年生以下の待機児童の数値を見ても、埼玉県全体では全体の44.2%、これが小学校1年生から小学校3年生であり、人数にして660人ということで、無視できる数字ではない。小学校1年生から小学校3年生についても保育環境が十分に保障されていない中で、この条例が施行されるということは、子を預けることができない親を更に追い詰めることになるのではないのか。
- 4 理念条例を制定する意味についてである。罰則のない理念条例であるが、理念条例であるからこそ、やはり県民の機運醸成がなければ、この条例の実効性というのは高まらない。しかし、今、ちまたにあふれているこの条例内容に対する意見というのは、不信、不満、不安の声である。この状況で理念条例を制定しても実効性のある条例とならないのではないのか。今の機運の中で、この条例を制定することは時期尚早と考えないのか。
- 5 この条例は県が放置防止のために努力をすることがセットである。そこで、参考意見として執行部はこの条例案をどのように受け止めているのか。

小久保議員

- 1 我々は児童の放置に係る定義付けを行っていない。児童の放置というものは、様々な類型がある。この類型というものを仮に定義付けした場合、本来、我々が禁止すべきものが抜け落ちてしまうということも想定される。我々は放置を全般的に禁止したいと考え今回上程したものである。
- 2 養護者が児童を放置せず子育ての責任をしっかりと果たしていくことは、雇用者や社会全体の当然の責務である。本来、雇用控えなどの問題が起こること自体あってはならないものである。こうしたことが起こらないように、今後、執行部においては児童の放置防止に資する施策をしっかりと実施していただきたい。
- 3 それぞれの分け方については意見もあろうかと思われる。一方で、この背景にある放課後児童クラブ及び保育所等における待機児童問題の解消の施策も極めて重要なものである。条例でも規定しているが、行政上の施策としてこれを義務付けていく中で、待機児童解消につなげていきたいと考えている。
- 4 この条例改正を行うことで、子の放置は危険である、してはいけないのだという、正に県民の皆様方に意識改革を促していく。それを行うことで社会の規範を変えていく、そのきっかけ作りを行っていきたいと考える。

福祉部長

- 5 今回の条例案について、子供の放置による不幸な事案を何とか回避したいというその理念は非常に理解できるところであるが、様々な子供の状況、また家庭の事情がある中で、不安を抱く県民もいると考える。また、独り親世帯、共働きの世帯で仕事と子育ての両立ができない場合もあると考える。現実的に条例を守ることが難しい家庭も出てくるのではないかと危惧される場所でもある。例えば、子供だけで公園で遊ぶことが放置となるということであれば、保護者等が見守らなければならなくなるので、現状では、対応が難しい方がいることも想定される。また、現状では本条例を遵守することが難しい家庭もあると思われ、本条例の理念自体も守らなくなってしまうのではないかといった懸念もある。一方、近年子供が放置されることにより、大切な命が失われるという事

件、また事故が発生していることも事実である。本条例の理念は、子供の視点に立って、子供の安全を確保することであり、本条例の理念は十分理解するところである。一昨日の本会議における個別具体的な事案を含めて、執行部に運用を委ねていただいたと理解している。現在審議中ではあるが、成立した場合には適切に執行させていただく。

教育局市町村支援部長

- 5 本条例について、子供の放置による不幸な事案を何としても回避したいという理由については理解をしているところである。しかしながら、様々な子供の状況や家庭の事情があることを踏まえて、登下校をはじめとする学校に関係する影響も十分に考えていかなければならない。一方、近年子供が放置されることによって大切な命が失われる事件事故が発生している状況である。本条例の理念は、子供の視点に立ち子供の安全を確保することである。本条例の理念は十分理解するところである。教育局においても運用を委ねていただいていると理解していることから可決の際には適切に執行していく。

辻委員

- 1 放置全般を禁止したいということで個別の定義はしないという答弁であった。しかし、外遊びの例で申し上げたが、子供だけの外遊びといっても、様々な形がある。子供だけで遊んでいることも様態から見れば、放置に当たる、虐待に当たるということは、社会通念から大きく乖離する場合もあるのではないのか。この点について、どのように考えるのか。
- 2 小学3年生以下に待機児童は多くいるという実態がある中で、待機児童の解消に努めていくことも条例の目的であるという答弁だった。その答弁からすると、この条例が始まった時点では、小学校3年生以下も待機児童が解消されてない中で、この条例が施行されるわけであるから、直ちに条例違反になる方が大勢いるということを想定しながらの条例施行になるのではないのか。答弁から推察するとそのように解釈できるが、この点について、どのように考えているのか。
- 3 理念条例で機運を醸成していきたいという強い思いは分かった。しかし、1番聞きたかったことは時期尚早ではないかという問いである。この点はどうか。

小久保議員

- 1 繰り返しとなるが、放置自体を全般的に禁止したいという考えである。つまり、児童の生命、身体等に危険がないということ、そして児童の下にすぐに駆け付けることができること、この二つが確保されることが重要である。したがって、放置自体の考え方については差し控える。
- 2 待機児童問題が現状としてあるからこそ、今回行政上の施策として規定した。令和6年4月1日を施行日としているが、このことは同時に直ちに施行するという観点も含ませている。これにより執行部におかれては、待機児童解消のための施策について速やかに実施していただきたい。
- 3 本県所管の児童相談所において、相談対応を行ったネグレクト事案の放置の案件だけでも、令和4年度1年間で440件に上るとの報告もある。これらは児童の放置によって起こっている問題の事案の氷山の一角に過ぎないものと考えている。正にそうであるからこそ、児童の視点に立ち、この事例の児童を危険な状況に置く放置をなくしていくために、一刻の猶予もない状況である。したがって、本条例案については、本定例会において、議員の皆様方にしっかりと審議いただいた上で、速やかな成立を目指している

ところである。

辻委員

理念条例を県民みんなが進めていくということは、もちろん行政も頑張る、それから保護者も虐待をなくしていく、そういった社会全体の機運が必要である。しかし、今の質疑の中で、社会通念上、虐待と考えることに疑問があるものまで虐待としてしまうのではないか。子供を預ける先が、必ずしもないのに直ちにこの条例が施行される。虐待をなくしていこうというよりは、むしろ、自分たちの日々の生活行為が虐待、条例違反なのではないか。日々条例違反を繰り返しているのではないか。しかも、それは自分の責任というよりは社会全体において子供を預ける場所がなかったり、子供を置いて働かざるを得なかったり、そういう環境がある中でどうしても子供を家に置かざるを得ない。そのような保護者がこういった思いを抱えたままこの条例がスタートするということが、本当に県民の意識の醸成につながるのか。そして、引いては、この理念条例に実効性を持たせるものになっていくのかということに対して、時期がまだそこまできていないのではないのか。このように考えるが、いかがか。

小久保議員

今回、まず求めさせていただきたいのが、児童の放置、虐待をなくしていく、そして、児童の放置は危険である、してはいけないということを県民の皆様方に意識改革として促していきたいということである。一方、養護者への支援も重要である。そうであるからこそ、最も重要なこととして、社会全体、そして行政上の施策として、第6条の2第3項に、これを施策として進めていくことと義務付けしたところである。

小川委員

本会議における質疑の後、各社の報道を御覧になった方々から、私どもにも多くの意見が寄せられている。その中で、今までの議論であったように、親が働く中でやむにやまれず、子供を自宅に置いておかなければいけない、留守番させざるを得ないという声を受けている。このような状況の中で、先ほど待機児童を解消することについて具体的な答弁をされていたが、今、埼玉県内で厚生労働省の直近の公式なデータにおいても1,500人という待機児童の数字が出ている。これは本当に氷山の一角と考えている。さいたま市においては、公設の放課後児童クラブへの入所を申込みし不承諾となった人数としての待機児童が毎年300人、そして民間の児童放課後クラブへの待機児童数を合わせると、その数は500人から800人になるのではないとも言われている。待機児童を解消するための対策は、さいたま市及びさいたま市議会においても長年の懸案事項であった。一朝一夕にこの500人という数字を解消するという事は難しい。そうした中で、今、さいたま市議会9月定例会においては、希望する子供たち全てを放課後児童クラブで受け入れてこうということで、横浜方式をモデルにした新たな仕組みを展開する議案の審査が行われている。これは、放課後、子供を午後4時まで受け入れるモデル校を4校作り、午後4時以降は放課後児童クラブに子供が移るというものである。この方式を全てのさいたま市内の学校で実施をしていこうとすると、相当な年月、年数、そして、また予算、人手が確保されなければその実現は難しいと考える。そのような中で、来年4月1日から条例案が施行されとなると、相当長い間、放課後児童クラブさえも利用できない状況の中で、本条例案における義務が県民に課せられるということになる。この点について、どのように考えるのか。

小久保議員

待機児童問題の解消のための施策、これは極めて重要なものであるが、委員指摘の問題の解決に向けては、個別具体的な事業も含めて今後適切に執行部において運用されるものと考えている。

小川委員

条例案の提出者として、その後執行部がどのような方策で、具体的にどのように実行できるのか、それが実現可能なのかということ、しっかりとある程度の確認をしていく必要があるのではないかと考えるが、いかがか。

小久保議員

委員指摘のとおりではあろうかと思うが、待機者解消のための施策を含むそれら放置の防止に資する施策として、今後、県として適切に運用していただくものと考えている。

小川委員

一昨日の朝、日々の駅の活動で立っていたところ、学校に登校する4人あるいは5人の子供たちのグループが、3組、4組ほど見られた。その中で、大人が対応しているグループは1組であった。そのほかは子供達だけで学校に向かっていた。そのあと、小学校3年生か小学校4年生くらいの子供が一人で学校に向かって歩いていたが、その胸にはヘルプマークがついていた。恐らく障害がある子供である。そして、車道反対側の歩道に、恐らくその子の母親である方が見守っており、我が子の後ろ姿を見送った後、駅に到着されて、そのまま駅の階段を上って行かれた。駅から学校まで1キロメートルくらいあると思うが、子供は一人で学校に行ったのであろう。その状況を見た時、今回の条例改正案が成立すると、この子の母親の行動は放置、虐待に当たり、そして、その状況を見た私は通報しなければいけないのかということを感じた。このような登下校の現状において、そこに保護者の見守り等々で対応することが本当に現実的なのだろうかという疑問を感じた。この点について、いかがお考えか。

小久保議員

地元問題として受け止めた。私も、あえて地元の具体的な例を挙げた上でお答えする。実は、私の地元の警察署管内でも、これら子供への危害予告、あるいは脅迫というのが現実になっている。こうした状況の中で、果たして子供達だけで通学させるという姿勢でよいのか様々な議論があるところである。考えたくはないが、最悪の事態を考えると、救急車を呼ばなければならない事故が起きながら、子供達には携帯電話はない、したがって、初動に遅れが生じかねない。子供の命を守るという観点から小学生だけの通学は危険だ、してはいけない、児童の放置はなくしていきたいと考えるものである。そうであるからこそ、正に付添いや見守りを行うことで児童の安全確保を行っていく施策を県に強く求めていきたいと考える。

小川委員

今の答弁の趣旨もよく理解できる。しかし、それは本当に改正条例案が制定をされた後、現実に可能なのか。そうした様々な課題が多く残る中で、拙速に条例の改正を行うということではなく、さらに、提案者はパブリックコメントを実施されたということであるが、幅広く県民の意見を更に伺うなど、県民合意をする、そうした時間が必要ではないかと思

うが、いかがか。

小久保議員

改めて申し上げるが、委員指摘のことも含めて、今後、個別具体的な事案の対応のため、適切に執行部において運用されるものと考えている。

城下委員

- 1 様々な委員からの質疑を聞いて、答弁も頂く中で、本当に、私は苦しい思いをより一層深くしている。実は、一昨日の本会議における、我が会派の伊藤はつみ議員の個別具体的な質疑の中で、今回上程されている一部条例改正の中身が、子育て中の家庭などにとって、どれほど負担を押し付けていくものなのか、負担が重くなっていく中身なのかということを含めて感じている。マスコミ等でも、また私達のところにも悲痛な声が寄せられている。当然、虐待等で幼い命が絶たれてしまうということについては、誰もが許してはならない、対策をしなければならぬ、こういう立場で県議会の議員は皆、取り組んできた。しかし、今回出されている改正案については、余りにも日々の子育ての家庭にとっては大きな負担になっていくのではないかと大変な不安もある。こういう中で質問をするが、提案されている小学校3年生以下の児童は放置してはならない、それから小学校4年生から小学校6年生の児童の放置はしないように努めるとされているが、このことについての根拠は、何度聞いても、民間の調査によって小児が1人で留守番をしている経験が多かった等を述べられている。提案者として県内の実態は把握されているのか。その把握の基に、この二つの線引きがされたのか。
- 2 短時間であれ児童放置すること自体が禁止されるべきと、このようにされているが、短時間の定義についても、答弁からは定義そのものはないというような受け止めをしている。では、誰が判断するのか。要保護児童対策地域協議会なのか、個々の判断でそれぞれ違う。この定義についてどのように考えているのか。分かりやすく答弁をいただきたい。
- 3 一昨日の本会議における伊藤はつみ議員の質疑では、分かりやすく身近な生活実態の中から質疑をした。例えば、ごみ出しや、先ほどもあった登下校時の話、子供だけの公園での遊び、こういった個別具体的な内容をなぜ示すことをしないのか。これについて、例えば逐条解説というような提案もできたかと考える。これについて検討されなかったのか、出す用意はあるのか。
- 4 改正案の内容を養保護者に求めることにより、先ほど経済的な話があったが、精神的な負担、この中身は、私たちに寄せられている声を紹介するが、親が追い詰められていってもしかしたら自分が虐待する親になってしまうかもしれない、こういう声も寄せられている。また、経済的にも共働きをしなければならないのに子供の付添いをすることによって家庭の収入が絶たれてしまう。このことは、埼玉県の実態にも影響するのではないかという質問も寄せられている。こうした精神的、経済的負担が増す影響を、提案者としてどのように想定されているのか。
- 5 県民への通報義務を定めた第8条第2項における「虐待」は、児童虐待防止法上の「虐待」すなわち長時間の放置なのか。そうではなく改正条例案第6条の2の、短時間でも禁止されている「放置」なのか。明確に答弁を求める。
- 6 条例施行は来年4月と提案されている。多くの委員が質疑されているが、それまで待機児童などを解消するための施策は到底間に合うとは思えない。先ほどもあったが、県の担当者は、条例案が通れば一生懸命努力するという答弁をせざるを得ない。しかし、

今は10月である。来年の4月までに本当に対応できると考えているのか。この半年の間に、執行部だけに委ねるといような答弁が続いていたが、どう考えても対応できない。この時期に提案し本当に対応できると考えているのか。

- 7 第6条の2第3項では、県や市町村に待機児童の解消などの施策を求めているが、障害のある子供への施策、例えば医療的ケア児の施設も不足している。こうした障害のある子供を受け入れる施設は本当でない。こういう部分ではどのような対応をされていくのか。
- 8 第8条第2項では、県民による通告通報義務を新設したものであるが、今地域では、災害時でも地域の皆様が一緒に力を合わせて頑張っていきましょうという取組をされている。今回の通報通告義務による地域コミュニティへの影響をどのように捉えているのか。
- 9 一昨日の本会議における質疑で、パブリックコメントの内容については非公開との答弁があった。現に子育て中の保護者の方からは、お留守番禁止条例だ、とても困る、子供を見てもらう人が考えたもので生活が回らなくなる、こういう声が寄せられている。こうした意見は、パブリックコメントの中にもあったのではないのか。
- 10 今後、罰則も検討していくのか。

小久保議員

まず、前提として、養護者への負担、家庭の負担になるという理由をもって、児童の放置を容認することにはならないと考える。その前提に立ってお答え申し上げる。

- 1 様々な県内における調査を行いながら今回こうした規定を設けた。理解いただきたい。
- 2 児童虐待防止法においては、児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置を虐待として位置付けているが、時間の長短、程度は不明である。一方、児童の放置は、短時間であれ、長時間であれ、児童を放置することで、当該児童が熱中症になったり、誘拐、火災、転落などの危険な目に遭う可能性があると考えている。つまりは児童の放置全般を禁止したいと考えるものである。
- 3 禁止事項とする放置には多種多様な類型が存在すること、これは申し上げたところである。したがって、この条例において放置を定義した場合、本来禁止されるべき放置が抜け落ちてしまうことが想定される。そのため、この条例改正においては、放置の定義を行わないということとした。また、放置が全般的に禁止されるべきであるという認識の下、多種多様な類型が想定される放置を条文に列挙すること、これは不可能であり、また、不適切だと考えている。一方、放置の具体的な例については、住居、そのほかの場所に残したまま外出することという代表的な例示を除いて、条例に定めないこととした。
- 4 例えば、家族や友人等に児童の見守りをお願いしなければならないといった精神的な負担や、児童を預ける施設を利用等するために経済的な負担が生じることを想定している。この点については、執行部において、市町村と連携しながら必要な施策について実施をしていただきたいと考えている。そして、重要な点は、様々な意見、指摘をいただいているところではあるが、児童の視点に立ち児童の安全確保が最優先であるということである。理解を頂きたい。
- 5 第8条第2項における「虐待」は、児童虐待防止法第3条に規定する「虐待」と同じ内容である。同法に規定する虐待類型のうち、放置に関係するものとして「児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」が規定されている。したがって、児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間

の放置だけでなく、たとえ短時間であったとしても、保護者としての監護を著しく怠ることに該当するような放置については、「虐待」となり通告通報の対象となる。これは今年の7月に執行部が作成して、児童虐待防止に係る啓発に使ったチラシである。ここには、小さい子供の車内放置、自宅放置については、短時間であっても児童虐待と明記している。これらの放置については、短時間であっても今回新設する第8条第2項の通告通報の対象になる。

- 6 施行まで一定の期間を設けており、対応できるものと考えている。
- 7 児童の放置防止に資する施策として、医療的ケア児への支援を含めて、個々の事例について執行部に強く求めていきたいと考えている。本条例は、罰則規定のない理念条例として、児童の放置をしてはいけないということを条例によって強く訴え、県民の意識改革を促すことを主な目的としている。様々な、そして具体的な個々の事情もあろうかと思うが、県民の意識改革を支えるために、県の施策としてしっかり補っていくことが重要だと考えている。
- 8 通告通報義務というのは、児童虐待防止法などで既に規定されている内容である。そして、児童等の安全確保を図る上で大変重要なものである。そこで、条例化によってその実効性を高めたいと考えるものである。したがって、県民に新たな義務を課すというのではなく、また、地域コミュニティへの影響はないものと考えている。
- 9 パブリックコメントについては、件数や内容は公開、公表しないということを前提に、県民の皆様方に協力いただき実施をしている。そのため答弁は差し控える。
- 10 児童の放置はしてはならないということを条例によって強く訴え、県民の意識改革を促すことを目的とした理念条例である。現時点で検討した結果、罰則は設けないということで、条例案を提出したところである。

城下委員

- 1 通告通報義務を新設することは、地域コミュニティへの影響はないとの答弁であった。その理由は、通告通報義務について、既に児童虐待防止法で位置付けられているからということであった。そうであるならば、条例に位置付ける必要はないのではないのか。
- 2 全ての定義について、逐条解説などで個別具体的に示すことはしない、また、多種多様で定義を行わない、不可能だ、不適切だとの答弁であった。そうになると、子供の様々な発達、成長段階での発達について様々な規制が掛っていくと受け止めている。子供の人間形成、子供同士のコミュニティ発達への影響についてどのように考えているのか。この点についてどのような議論があったのか。
- 3 本当にこの条例について様々な意見、不安の声が寄せられている。2人目を産もうと思ったけれども断念せざるを得ない、こんなの怖くて望めない、もしこれが通ったら県外への引っ越しも視野に入れていると複数の方から寄せられている。子育てしやすい埼玉を目指して、追い付いていないものの、様々な担当部、市町村も頑張っている。今回の一部改正条例により、そういった目指す方向性に対して逆になるのではないのか。事例として生の声を話したが、精神的に追い詰められていく親が増えていくのではないのか。本当に虐待防止になると思っているのか。逆に親を精神的に追い詰めていく要素になっていく、そのように現に子育て中の方が声を発しているが、これに対してどのように説明するのか。

小久保議員

- 1 繰り返しとなり恐縮だが、既に現行の法令上、国民の義務として通告通報義務という

ものを課している。これを本県において条例化することで、正に児童の安全確保を図るという観点において、更にその実効性を高めたいと考えている。

- 2 これも繰り返しとなり恐縮だが、子の放置について定義付けを行っていない。子の放置については、様々な各種の類型がある。これを仮に定義付けを行った場合、本来禁止すべきものが抜け落ちてしまう。だからこそ、その定義付け、そして例示については行っていない。
- 3 虐待防止を行っていくのはもちろんのこと、そもそも児童の放置というものをなくしていきたい、根絶をさせていきたいという思いから、条例案を提出した。そして、この条例によって、正に社会慣習、社会規範というものを変えていくきっかけにしたいと考えている。

城下委員

今回の一部条例改正が、県が目指している子育てを応援し子育てをしやすい埼玉という視点で、本当にこれに対して影響を及ぼすという認識はないのか、あるのか。

小久保議員

改めて申し上げるが、我々はこの条例によって、児童の放置をしてはいけない、危険なのだということを、県民の皆様方に周知をしていきたい、そして意識改革を促していきたいと思っている。そして、この条例改正によって、正に児童の視点に立って、現在の社会規範、社会の慣習というものを変えていく、そのきっかけを行っていききたいと強く考えている。よろしく願います。

【辻委員から提出された議題25号議案に対する継続審議の動議に関する説明】

辻委員

動議を提出する。これまでの審査の中で、提出者の放置をなくしていきたいという大目的については共有されているが、様々な細部の部分において、まだ、なお時間をかけて審査をする必要があると考える。したがって、本件について継続審査を提案する。

【議題25号議案に対する継続審議の動議に関する討論】

八子委員

反対の立場で討論する。原案に修正案を提出すべきである。

【議題25号議案に対する修正案の説明】

八子委員

議第25号議案に対する修正案を説明する。虐待による放置はあってはならないものであり、子供の命、安全を守るという点においては我が会派も全く同じ考えである。しかしながら、先日の本会議の質疑、また本日行われた委員会審査において、原案が余りにも幅広い児童や家庭の状況が虐待となりかねず、多様な家庭状況や就労などを加味することなく、一方的に禁止事項と義務を押し付けるものとなっている。県民の納得が得られないばかりでなく、施行されれば混乱が生じることも考えられ、現在の県民の生活実態や社会状況に配慮しているとは思えない。よって修正案を提案する。

まず、1点目として、原案の第6条にある「放置」を、小学3年生以下を義務規定とするものではなく、修正案では小学6年生以下の児童の放置を努力義務とした。また、住居その他の場所に残したまま外出することその他を削除し、前条第1項及び第2項に規定する安全確保の配慮に欠く放置をしないように努めなければならないとした。

2点目として、原案の第6条の2第3項については、待機児童に関する問題は放置の遠因ではあるが、全てが直ちに放置の直接的な原因であるとは考えられない。一方、県は、放置の防止に関わる全般的な施策を講じる必要があることから、修正案では、児童の放置の防止に資する施策を講ずるものとするとした。子供の安全確保が大切であることは言うまでもない。だからこそ実効性があるものにしなければならない。慣習を変えていくためには、多くの県民の理解を得る必要があり、じっくりと時間をかけ手続を踏む必要がある。よってまずは努力義務よりスタートすべきと考える。

説明は以上である。よろしく審議をお願いする。

【議題25号議案に対する修正案に関する質疑】

なし

【議題25号議案及び議題25号議案に対する修正案の討論】

小川委員

民主フォーラムとして原案及び修正案に反対の立場から討論を行う。あらゆる虐待から子供たちを守る、虐待を未然に防止することについては、極めて重要なことであると強く認識している。とりわけ、親、また養護する者及び大人の都合で、自動車内や遊戯施設などに放置をされ尊い命が奪われることなどあってはならないことであり、子供達の命、健康を守るため、議会はもちろん、行政、地域社会が一丸となってその防止策に全力で取り組まなくてはならない問題であると強く認識している。この点については、提案者と思いは同じである。しかし、現状においては、条例改正案が施行されると、県民生活において大変な混乱が生じてしまうのではないかと強い懸念を持つ。

それでは、条例改正案に示された新たな規定について意見を申し述べる。まず、児童の放置の禁止規定についてである。本改正案では小学校3年生までは放置はしてはならないいわゆる義務規定、小学校4年生から小学校6年生までは努力義務の規定となっているが、例えば、先ほど来議論があったように、令和4年5月1日現在、厚生労働省の調査結果では、埼玉県内の放課後児童クラブの待機児童数は、小学校1年生から小学校6年生まで1,554人となっており、そのうち小学校1年生から小学校3年生までが660人と全体の42%になっている。さらに、放課後児童クラブに入所させたくても経済的な理由で入所の申込みさえできない世帯があることも事実である。また、今回の禁止規定が制定をされると働きながら子育てをしている親は、子供の学校が終わり下校する時間帯には仕事を終えなければならない。さらに、雇用している事業主にとっても、条例の規定によって就業時間を調整しなければならないなど、極めて大きな混乱が生じることが想定される。

次に、通告通報義務において、条例案の施行によって、通告通報を受ける機関には相当な件数が生じるものと考えられる。こうした対応について、より丁寧な対応が必要ではないかと認識をしており、本条例案について、更なる現行条例及び実態の検証が必要であり、関係機関そして何よりも当事者、県民の声を幅広く聞くために、本議会においも、パブリックコメントの実施、また参考人招致をするなど、慎重な審議が必要であり継続審査を提

案したが残念ながら否決をされた。現状においては、本条例改正に賛同することはできない。また、修正案が提出されたが、本条例改正案と同様に現時点における条例の改正については賛同できない。

以上、民主フォーラムとして反対の立場からの討論とする。

城下委員

日本共産党県議団を代表して、議第25号原案に反対し修正案に賛成する立場で討論を申し上げる。修正案については、全ての12歳までの子供に対するの努力義務ということで、原案よりも現実味を帯びたということで修正案には賛同する。しかし、原案に対しては反対の立場で討論申し上げる。質疑を通じ、自宅に9歳の子供を残して回覧版を届ける、ごみ出しをする高校生の兄弟に9歳の子供を預ける、9歳の子供だけで公園で遊ばせるなど、こうした個別具体的な行為が禁止事項であると明らかになった。条例案が禁止する内容が余りにも広過ぎること、子育て中の養護者や、特にワンオペ育児で苦しんでいる養護者などに過度な負担を強いる結果となりかねないと大変危惧をしている。罰則規定がないとのことだが、質疑では、現時点のみであり、今後に委ねている。近隣住民に通報義務を課していることから、養護者のささいな行為を隣人が監視する事態が引き起こされかねない。養護者への批判や警察、児童相談所への通報の殺到による混乱も予想される。

一方で、行政の側に求めるのは、児童の放置の防止に資する施策の検討にすぎず、これでは、実効性はなく児童養護者への禁止事項の広さに比べてバランスを欠く。児童虐待の根絶は、当県議団も一貫して取り組んできた重要課題である。しかし、虐待は児童を養護するものと、児童を社会的に支援し、地域の連帯の中で育てこそ解消の道に踏み出せる。現状の原案では、養護者を追い詰め、近隣への疑心暗鬼を広げ、むしろ虐待を助長しかねないと深く憂慮する。

よって、我が党としては本条例の一部改正の原案には反対するものである。以上である。